

# 12月決算の直前対策

## III

# 今期から対応が必要 権利確定条件付き有償新株 予約権の会計処理ポイント

有限責任監査法人トーマツ  
公認会計士 佐野 亮

### はじめに

平成30年1月12日に、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は、実務対応報告36号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(以下、「本実務対応報告」という)を公表した。

本実務対応報告は平成30年4月1日以後適用するが、本実務対応報告の公表日以後適用することもできるとされている(本実務対応報告10項(1))。

12月決算会社の平成30年12月期の決算にあたって、本実務対応報告に従った対応が必要とされるため、本実務対応報告の概要について解説する。

なお、文中の意見に関する部分は

筆者の私見であり、所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

### 公表の経緯

近年、企業がその従業員等に対して新株予約権を付与する場合には、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引がみられる。当該取引に関する会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかったため、平成26年12月に当該新株予約権を発行する企業の会計処理について審議を行うことの提言が、公益財団法人財務会計基準機構の基準諮問会議よりASBJになされた。当該提言を受けてASBJで審議を行い、必要と考えられる取扱いを示すこととし、本実務対応報告を公表するに至った。

### 対象取引の範囲

本実務対応報告は、おおむね図表1に記載の内容で発行される権利確定条件付き有償新株予約権を対象とする。対象となる取引の特徴として、

(図表1) 本実務対応報告が対象とする権利確定条件付き有償新株予約権の内容(本実務対応報告2項)

- ・企業は、従業員等を引受先として、新株予約権の募集事項(募集新株予約権の内容(行使価格、権利確定条件等を含む)および数、払込金額、割当日、払込期日等)を決議する。当該新株予約権は、市場価格がないものを対象とする。
- ・募集新株予約権には、権利確定条件として、勤務条件および業績条件が付されているか、または勤務条件は付されていないが業績条件は付されている。
- ・募集新株予約権を引き受ける従業員等は、申込期日までに申し込む。
- ・企業は、申込者から募集新株予約権を割り当てる者およびその数を決定する。割当てを受けた従業員等は、割当日に募集新株予約権の新株予約権者となる。
- ・新株予約権者となった従業員等は、払込期日までに一定の金銭を企業に払い込む。
- ・新株予約権に付されている権利確定条件が満たされた場合、当該新株予約権は行使可能となり、当該権利確定条件が満たされなかった場合、当該新株予約権は失効する。
- ・新株予約権者となった従業員等は、権利行使期間において権利が確定した新株予約権を行使する場合、行使価格に基づく額を企業に払い込む。
- ・企業は、新株予約権が行使された場合、当該新株予約権を行使した従業員等に対して新株を発行するか、または自己株式を処分する。
- ・新株予約権が行使されずに権利行使期間が満了した場合、当該新株予約権は失効する。

なお、図表1に記載された権利確定条件付き有償新株予約権と内容が

- ・権利確定条件付き有償新株予約権の引受先が従業員等に限定される。
- ・権利確定条件付き有償新株予約権には、権利確定条件として、勤務条件および業績条件が付されているか、または勤務条件は付されていないが業績条件は付されている。
- ・権利確定条件付き有償新株予約権の割当てを受けた従業員等は、払込期日までに一定の額の金銭を企業に払い込む。

次が挙げられている(本実務対応報告17項)。